

# 秋田県スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、秋田県スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者の登録に関することについて定める。

第2条 登録は、秋田県スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、秋田県スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。指導者は、登録する年の4月1日現在満20歳以上とする。

2 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と、20歳以上の指導者2名以上で構成され、登録指導者のうち1名を代表指導者とする。なお、指導者は少なくとも2名以上を有資格指導者としなければならない。登録にあたっては、スポーツ少年団登録システムを用いて、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。

3 登録指導者は、認定員の資格を有した者を充て、2団以上の代表指導者をかねることはできない。ただし、認定員の資格を有していない指導者を登録する場合は、その年度内に認定資格を取得することを条件とする。

4 市町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、スポーツ少年団登録システムを用いて8月31日までの期間中に秋田県スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、この時市町村所属の役職員の登録も同時に行うものとする。

5 秋田県スポーツ少年団は、市町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、スポーツ少年団登録システムを用いて9月30日までの期間中に日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、この時秋田県所属の役職員の登録も同時に行うものとする。

6 4、5項の登録にあたっては、市町村及び秋田県スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、各年度ごとこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 秋田県スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったものに対し、日本スポーツ少年団の認定を受け、所定の認定を行う。

(1) 新規登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに機関誌を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。

(2) 更新登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに機関誌を送付する。

(3) 団員については、団員章を交付する。

(4) 指導者については、登録証ならびに指導者章を交付する。

(5) 役職員については、登録証を交付する。

第6条 登録の認定を受けたものが、秋田県スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたときは、登録が取り消される。

第7条 登録者の個人情報、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団の個人情報取り扱いに準ずる。詳細については別紙のとおりとする。

第8条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て別に定めることができる。

附 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 第3条2項は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年2月15日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年3月1日に改定し、平成29年4月1日から施行する。

## スポーツ少年団登録者 個人情報の取り扱いについて

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団登録により取得した個人情報を、公益財団法人日本体育協会個人情報保護方針に基づき、以下の業務および利用目的に必要な範囲で利用いたします。

### 1. 個人情報の利用目的について

取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、登録者本人の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

- ・ スポーツ少年団登録手続きのため
- ・ 本会情報誌、研修会開催案内等の送付および配信のため
- ・ スポーツ少年団関連活動を実施する際の登録状況の確認のため
- ・ 信頼できる報道資料や各種大会プログラム等における登録内容の掲載のため
- ・ スポーツ少年団登録者に有益だと考えられる各種情報を提供するため
- ・ スポーツ少年団登録者に対するサービス向上等を目的とした調査のため
- ・ その他、スポーツ少年団登録者の登録業務に関連して必要な場合

### 2. 個人情報の共同利用について

本会は、下記のとおり個人情報を共同利用いたします。

＜共同利用する者の範囲＞

- ・ 都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団及び関連団体等

＜共同利用する目的＞

- ・ スポーツ少年団登録手続きのため
- ・ 本会情報誌、研修会開催案内等の送付および配信のため
- ・ スポーツ少年団関連活動を実施する際の登録状況の確認のため
- ・ 信頼できる報道資料や各種大会プログラム等における登録内容の掲載のため
- ・ スポーツ少年団登録者に有益だと考えられる各種情報を提供するため
- ・ スポーツ少年団登録者に対するサービス向上等を目的とした調査のため
- ・ その他、スポーツ少年団登録者の登録業務に関連して必要な場合

### 3. 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者にその提供及び取扱いを委託することはありません。

- ① 本人の事前の承諾を得た場合
- ② 1の利用目的に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託する場合
- ③ 法令の定めにより提供を求められた場合

### 4. 個人情報の開示等について

個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、登録者本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

### 5. お問い合わせ窓口

公益財団法人 日本体育協会 地域スポーツ推進部少年団課

TEL : 03-3481-2222 / FAX : 03-3481-2284 / E-Mail : [jjsa@japan-sports.or.jp](mailto:jjsa@japan-sports.or.jp)

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 2階

附則 1 本取り扱いは、常任委員会の議決によって変更することができる。

附則 2 本取り扱いは、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。